

美しい山・川・海 人が躍動する 交流と共生のまち

広報
ふるさと

香美

12 平成 27 年 (2015)
月号 No. 129



【写真】

－ 熱い！でも美味しい！！ －

第 33 回かすみカニ場まつり

第 33 回かすみカニ場まつりが 11 月 14 日に香住漁港西港で行われ、多くの方が会場を訪れていました。

名物イベントの「カニすきぞうすい早食い大会」では子どもたちも参加し、熱々の雑炊をいかに早く食べるかを競いました。

(本号 15 ページに関連記事を掲載)

今月の主な内容 (Contents)

- 2 まちのうごき
香美町総合戦略の主な取り組み！
- 4 まちからのお知らせ
平成 28 年度町嘱託・臨時職員を募集！
個人番号カードを交付します！
役場各課などからのお知らせ ほか
- 14 まちのできごと
- 16 みんなのがっこう
(別冊 けいじばん、いきいきカレンダー)

香美町総合戦略の主な取り組み

●問い合わせ先 役場企画課

先月号では「香美町総合戦略」の概要について触れました。今回はより詳しく説明します。

この総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国の総合戦略と「香美町人口ビジョン」を踏まえ、基本目標や施策の基本方向をまとめたものです。また各基本

目標において数値目標を定めているほか、各施策の効果を客観的に検証できる重要業績評価指標（KPI）を定めています。

なお、香美町総合戦略は10月末に策定が完了し、この実現に向けて取り組みます。

基本目標 2

新しいひとの流れをつくります

本町に住む若い世代が住み続けられるようにすることと併せ、流出した本町出身者が戻れる環境を整備する、更に新たに移住する人を増やします。

そのためには、仕事や生活の面で若者がここで暮らしたいと思える環境を整えることが第一であり、さらに町の「知名度」を含め、まちの魅力を発信しつつ、まずは本町へ訪れる機会を作り、そこでの交流などを通じて、移住への動機づけとする取り組みを進めます。

数値目標 ・若い世帯の新たな移住 5年間で50世帯

目標実現に向けた施策

1. まちの魅力を発信し、新しいひとの流れをつくる

- 地方移住希望者への情報提供と支援体制の強化
 - ・移住経費助成、移住体験ツアー、移住ガイド作成など移住者への支援体制の整備、お試し田舎暮らし制度の整備など
- 空き家の利活用と移住しやすい環境の整備
 - ・利活用可能な空き家情報の把握および町HPや全国移住ナビへの登録による情報発信など
- 香住山手などの分譲地の情報発信、魅力アップによる移住促進
 - ・住宅地としての魅力アップ、付加価値づくりの提案、支援など
- 水産研究などの施設誘致
 - ・大学、専門研究機関などの水産研究施設誘致への取り組み

2. 若者が暮らしたいと思える環境整備

- 次代対応型の仕事の間づくり
 - ・次代型サービスや業務分野を担う起業、創業への支援など
- U・Iターンの促進
 - ・若者を対象とした雇用相談および企業とのマッチング事業支援など

3. 豊かな地域資源を活かし、集客と交流を促進する

- 山・川・海の魅力を発信し、特色あるイベントの充実
 - ・四季の魅力と食の魅力を最大限発揮するイベントの開催など
- グリーンツーリズム、マリンツーリズムによる交流推進
 - ・農林水産業を体験するツアーなどの受け入れ体制の拡充
- スポーツによる交流人口の増大
 - ・2020年東京オリンピックの事前キャンプ受入の促進など
- 文化遺産や地域資源を活用した誘客
 - ・圓山應譽の美の世界を体感する空間、サービス提供、文化のまちのPRなど
- 友好都市などとの交流促進
 - ・体験施設を活用した交流の促進など

基本目標 1

安定した雇用を創出します

地域内経済を強化することにより、地域経済を支える人材育成とその就労を促し、地域の活力を取り戻し、地域の維持発展を目指します。

そのために、既存企業・事業者の経営基盤を強化するとともに、農林水産業の持続的発展を図るためのブランド化、高付加価値化、6次産業化など新規事業への取り組みを強めます。さらには、本町の特性を生かす観光・商工業の新しいニーズに合致する展開、創業の促進などにより多面的で業種横断的な取り組みを強化します。

数値目標 ・町内事業所従業員数 5年後 8,109人
・新規雇用者数 5年間で50人

目標実現に向けた施策

1. 地域産業の競争力強化（業種横断的取り組み）

- 地場産業の支援・育成
 - ・創業支援事業計画による起業・創業の窓口設定と総合的支援
- 2. 地域産業の競争力強化（農林水産分野）
 - 農林水産物の高付加価値化とブランド化
 - ・資源循環型農業による高付加価値の農産物の振興
 - ・但馬牛の増頭とブランド化の推進
 - ・豊かな森林資源の有効活用の推進
 - ・ととの町の推進
 - 担い手、後継者の育成と対策
 - ・異業種からの新規参入や新たに農業を始めようとする人材の支援など
 - 新たな業種・取り組みへの支援
 - ・耕作放棄地を活用した薬草、香草栽培の推進と加工、商品化事業の支援など

3. 地域産業の競争力強化（観光商工分野）

- 魅力ある情報発信力の強化と交流促進
 - ・観光振興策の戦略的展開など
- A級食材を活かす取り組み
 - ・海の幸、山の幸をさらにおいしく提供できる体制づくり
 - ・統一的に提供できるA級食材メニューの開発とPR
- 町内滞在時間と観光消費額を増やす取り組み
 - ・町内4つの道の駅の連携による新鮮で安心な農産物提供者の確保や共同食イベントなどによる販売力の強化

4. 人材還流と雇用対策

- 若者人材などの還流および育成・定着の支援
 - ・プロフェッショナル人材活用による町内企業支援の研究など
- 高等学校などでの地域ニーズに対応した人材育成支援
 - ・地域活動への参画や地域課題への取り組みおよび人材育成への支援など
- ICTなどの利活用による地域活性化
 - ・ICTベンチャーなどのサテライトオフィス、シェアオフィスなど誘致への取り組み、空き家活用支援など

■総合戦略の実現に向けて

- ・総合戦略の進捗管理は、第2次香美町総合計画と併せて「行政評価組織」をもって行います。
- ・政策実行・検証は、PDCA = PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点で継続的に進捗管理を行います。
- ・実行に向けて庁内の推進体制を強化、充実させます。
- ・必要に応じて施策ごとに関係者、団体により構成されるプロジェクト体制を構築します。

基本目標 4

時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、周辺地域と連携します

本町ならではの地域コミュニティに根ざし、地域への愛着と誇りを育み、地域の共助の力を高めることにより、安心な暮らしづくりを目指します。

そのため、コミュニティの単位を明確にし「小さな拠点」を中心に次代を育て、高齢者や弱者を支え、日常生活全般に安全・安心を行き渡らせます。合わせて、安全・安心を将来に引き継げるよう、食糧・エネルギー・インフラなど持続可能な地域づくりを進めます。

数値目標 ・地域コミュニティ組織の確立

目標実現に向けた施策

1. 地域コミュニティによるふるさとづくり

●新しい地域コミュニティづくり

- ・地域コミュニティ組織の確立と地域コミュニティ組織運営の拠点となるコミュニティセンターの設置など

●集落機能の維持

- ・「集落点検、集落計画づくり」への支援など

2. 安全・安心な暮らしづくり

●いつまでも健康で安心して暮らせる地域づくり

- ・医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築
- ・気軽に集える施設、場所（サロン）の整備、提供や運動習慣化を目指す「健康ポイント制度」の導入など

●交通弱者対策の推進

- ・デマンド運行の導入やスクールバスとの混乗の取り組みなど

3. 持続可能な地域づくり

●既存ストックのマネジメント強化

- ・公共施設マネジメント手法の導入など

●再生可能エネルギーの利活用

- ・木質バイオマス、小水力、太陽光などの自然（再生可能）エネルギーの利用の促進
- ・コミュニティビジネスとして地域に循環させる中間支援組織や協同組合的な組織の設立支援など

基本目標 3

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえます

地域ぐるみで結婚・出産・子育ての希望をかなえる取り組みをしているまちとして、基盤を築くことが何より大切であり、まずその意識を共有し、実現に向けての行動や仕組みとして、結婚・出産・子育ての各段階に応じたきめ細かい方策を組み合わせる必要があります。

そのため、地域コミュニティ、産業活動、教育、保育、福祉、医療、保健、健康づくりなどのあらゆる分野が役割を分担・発揮し連携しながら、地域ぐるみで若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくりを推進します。

数値目標 ・合計特殊出生率 5年後 1.93
・年少人口（0～14歳）5年後 2,000人を維持

目標実現に向けた施策

1. 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

●出会い・結婚の支援

- ・ボランティア、アウトドアスポーツ、農業体験などによる出会い・交流の場の創出

●妊娠・出産の不安の解消

- ・総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」の設置など
- ・産前産後ヘルパー派遣（家事、育児支援）

2. 子ども・子育て支援の充実

●教育・保育環境の充実

- ・子育て支援マップの作成および子育て情報の発信など
- ・体験的なふるさと教育の推進
- ・地産地消により安全で新鮮な「日本一のふるさと給食」の推進

●子育て家庭を支える地域づくり

- ・子育て支援サポーターの養成など

3. 子どもを産み育てやすい環境の整備

●ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

- ・男性の家事、育児参加に向けた意識改革の促進など

●仕事と生活の両立支援

- ・延長保育、一時保育の充実や病児保育の推進など
- ・放課後児童クラブの拡充や幼稚園の預かり機能の充実

●子育てに係る経済的負担の軽減

- ・入、通院の無料化を含む乳幼児等医療費、こども医療費の助成や遠距離通学費の助成など



平成28年度町嘱託・臨時職員を募集!

●問い合わせ先(提出)先 役場総務課・各地域局

町嘱託職員

●職種、採用予定人数など

- ① ジオパークと海の文化館館長…1人
- ② 奥佐津、小代の2地区公民館主事…各1人

●応募資格

- ① 昭和30年4月2日以降に生まれ、ジオパークに関する知識および施設管理の意欲があり、町内に住所のある健康な人
- ② 昭和35年4月2日以降に生まれ、町内に住所のある健康な人

●採用日

平成28年4月1日

●賃金など

- ・①月額16万7千円 ②月額15万円

●通勤手当支給

- ・社会保険、雇用保険に加入

●応募方法

市販の履歴書(写真貼付)を提出してください。ただし、応募は1人1職種に限り、希望勤務地を履歴書の本人希望欄に明記してください。平成28年1月17日(日)に役場本庁舎で面接を行います。

なお、面接時間などは平成28年1月12日(火)までに郵送で通知します。

●応募期限

12月25日(金)

町臨時職員

●職種、採用予定人数、資格など

5ページの表のとおり

●応募資格

すべての職種で昭和31年4月2日以降に生まれ(一部を除く)、町内に住所のある健康な人

●採用日

平成28年4月1日

●賃金など

- ・1日勤務：月額6500円(免許資格者、特定業務によって加算あり)
- ・1日勤務未滿：時間に応じて支給
- ・通勤手当支給
- ・社会保険、雇用保険に加入(1日勤務のみ)

●応募方法

市販の履歴書(写真貼付)と、希望職種の資格を持つ人はそれを証明する書類の写しを提出してください。ただし、応募は1人1職種に限り、希望職種を履歴書の本人希望欄に明記してください。平成28年1月17日(日)に役場本庁舎で面接を行います。

なお、面接時間などは平成28年1月12日(火)までに郵送で通知します。

●応募期限

12月25日(金)



個人番号カードを交付します!

●問い合わせ先 役場町民課

皆さんのお手元に「マイナンバーのお知らせ」が届きましたか。

今回送付したお知らせの中には「個人番号カード交付申請書」が同封されていて、送付用封筒に入れて送ると個人番号カードの申請ができます。

個人番号カードを受け取るには

申請をされた人には平成28年1月以降に「交付通知書」で交付場所および交付日時をお知らせしますので、本人確認書類などを持参の上、指定の場所でお受け取りください。

本人による受け取りが原則ですが、病気などやむを得ない理由がある場合は代理人に受け取りを委任できます。

また、15歳未満の人や被成年後見人の人は代理人とご本人の2人で来庁してください。

●交付場所

役場町民課または各地域局

●持参するもの

- ・本人来庁の場合
 - ① 交付通知書
 - ② 通知カード
 - ③ *本人確認書類
 - ④ 住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)
- ・代理人来庁の場合

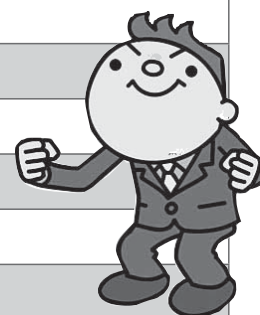
▼別表

| | |
|--------------|---|
| 書類1 (写真有) | 下、歴、障、帳、手、別、底、可 一、経、体、帳、手、社、特、時、許 力、運、身、育、福、一、在 帳、運、券、療、保、一、書、仮 台、証、旅、者、力、明、証、書、 本、許、証、手、害、留、証、書、 基、免、書、手、障、在、者、可 民、転、明、者、神、住、住、許 住、連、証、書、精、帳、永、護、書 |
| 書類2 (写真無) | 帳、療、名、が、認 手、医、氏、と 金、証、で、所、適 年、証、日、町 証、学、年、さ、も 保、証、証、月、れ、の 健、社、受、給、記、載、の 健康給付記録 |

- ※本人確認書類とは(写しは不可)
 - 本人来庁の場合
 - 別表の書類1のうち1点、または書類2のうち2点
 - 代理人来庁の場合
 - 申請者本人：書類1のうち2点、または書類1・2のうち1点ずつ、もしくは書類2のうち3点
 - 代理人……書類1のうち2点、または書類1・2のうち1点ずつ

平成 28 年度採用予定の町臨時職員 募集職種、採用予定人数、資格など

| | 職種 | 主な勤務地 | 勤務時間 など | 採用予定 人数 | 特に必要な資格など |
|--------|---------------|----------------------|------------|------------|-------------------|
| 香住 | 事務補助員 | 役場総務課または会計課（本庁舎） | 1日 | 2人 | |
| | 用務員 | 役場総務課（本庁舎） | 1日 | 1人 | |
| | 清掃作業員 | 香住清掃事務所 | 1日 | 2人 | 普通自動車運転免許 |
| | 介護保険認定調査員 | 役場福祉課（本庁舎） | 1日 | 1人 | 普通自動車運転免許 |
| | 管理作業員 | 役場観光商工課（今子浦など） | 1日 | 1人 | 普通自動車運転免許 |
| | し尿作業員 | 矢田川クリーンセンター | 1日 | 1人 | 普通自動車運転免許 |
| | 教育相談センター職員 | 教育相談センター | 半日 | 1人 | |
| | 給食調理員 | 柴山保育所 | 1日 | 1人 | |
| | 預かり保育専門員※ | 香住区内の幼稚園 | 4時間 | 2人 | 幼稚園教諭または保育士資格 |
| | 学校用務員 | 香住区内の小中学校 | 1日 | 4人 | |
| | 事務補助員 | 香住小学校 | 半日 | 1人 | |
| | 文化ホール管理運営員 | 香住区中央公民館 | 1日 | 1人 | |
| | 用務員 | 香住文化会館および香住区中央公民館 | 半日 | 1人 | |
| | 事務補助員 | 香住B & G海洋センター | 1日 | 1人 | |
| | 夜間管理員※ | 香住文化会館および香住区中央公民館 | 5時間 | 2人 | |
| 夜間管理員※ | 香住B & G海洋センター | 5時間 | 1人 | | |
| 村岡 | 宿日直代行員※ | 村岡地域局 | 1日 | 1人 | 夜間勤務あり |
| | 地籍調査事務補助員 | 村岡地域局 | 1日 | 1人 | 普通自動車運転免許 |
| | 事務補助員 | 役場上下水道課（村岡地域局） | 1日 | 1人 | 普通自動車運転免許 |
| | 施設内清掃作業兼事務補助員 | 兎和野高原野外教育センターおよび木の殿堂 | 1日 | 2人 | 普通自動車運転免許 |
| | 事務補助員 | こども教育課 | 1日 | 2人 | |
| | 子育て指導相談員 | 高井子育て・子育て支援センター | 1日 | 1人 | 保育士免許などを持つことが望ましい |
| | 預かり保育専門員※ | 村岡区内の幼稚園 | 4時間 | 2人 | 幼稚園教諭または保育士資格 |
| | 宿日直代行員※ | 小代地域局 | 1日 | 1人 | 夜間勤務あり |
| 小代 | 用務員兼事務補助員 | 小代地域局 | 1日 | 1人 | 普通自動車運転免許 |
| | 清掃作業員 | 小代地域局 | 1日 | 2人 | 普通自動車運転免許 |
| | 子育て指導相談員 | 小代子育て・子育て支援センター | 1日 | 1人 | 保育士免許などを持つことが望ましい |
| | 学校用務員 | 村岡区または小代区の小中学校 | 1日 | 1人 | |
| 全域 | 幼稚園教諭 | 町内の幼稚園 | 1日 | 2人 | 幼稚園教諭免許 |
| | 保育士 | 柴山保育所または小代認定こども園 | 1日 | 2人 | 保育士資格 |



※の職種は、昭和 28 年 4 月 2 日以降に生まれた人が募集対象



役場税務課からのお知らせ

01 固定資産の利用状況が変われば 忘れずにご連絡ください！

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。
適正な課税を行うために、資産の内容（利用状況など）に変更があった場合には、忘れずにご連絡ください。

土地の異動

土地の評価は、現在の利用状況により地目を決定し、税額を算定します。土地の利用状況に変更があった場合や評価地目と異なっている場合などには必ずご連絡ください。

また、住宅用として利用されている宅地には、税を軽減する特例措置*が適用されます。

「住宅用として利用状況を変更した」「住宅用地から住宅用地以外に利用状況が変更となった」「住宅用地以外の利用から住宅用地に利用状況が変更となった」などの場合は、忘れずにご連絡ください。

※「住宅用地の特例」の適用について…

・小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地を「小規模住宅用地」といい、税額は特例の適用で約6分の1となります。（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）

・その他の住宅用地

前述以外の住宅用地を「その他の住宅用地」といい、税額は特例の適用で約3分の1となります。

【例】1,000㎡の住宅用地に住宅が3戸建てれば、600㎡（200㎡×3戸）が「小規模住宅用地」で、残りの400㎡が「その他の住宅用地」となります。

家屋の異動

次のような異動があった場合は、必ずご連絡ください。

- ・家屋の新築や増築
- ・家屋の取り壊し（一部取り壊しを含む）
- ・家屋の用途変更
（例：店舗から倉庫に改築など）
- ・登記されていない家屋の所有者変更
（売買、相続など）

※法務局にて登記の手続きをされた場合の連絡は不要です



償却資産の異動

償却資産*は固定資産税の課税対象となりますので、事業を行っている人で償却資産を所有している場合は、平成28年2月1日（月）までに必ず申告してください。

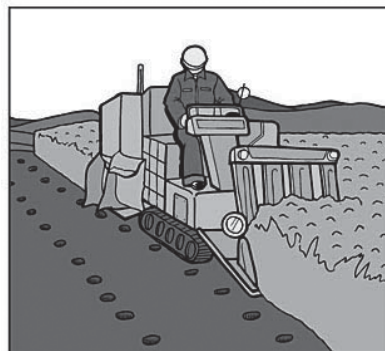
※償却資産とは…

漁業、農業、旅館業などの事業のために使用する船舶、機械、器具・備品などをいいます。ただし、所得税などの申告の際に減価償却費として経費に算入されるもので、固定資産税（家屋）・自動車・軽自動車税が課税されているものや少額の一括償却資産は除きます。

02 農家の皆さんへ 農耕作業用小型特殊自動車の申告をお願いします！

小型特殊自動車に該当する乗用装置のあるトラクター、コンバインなどを所有している場合には、軽自動車税が課税されます。

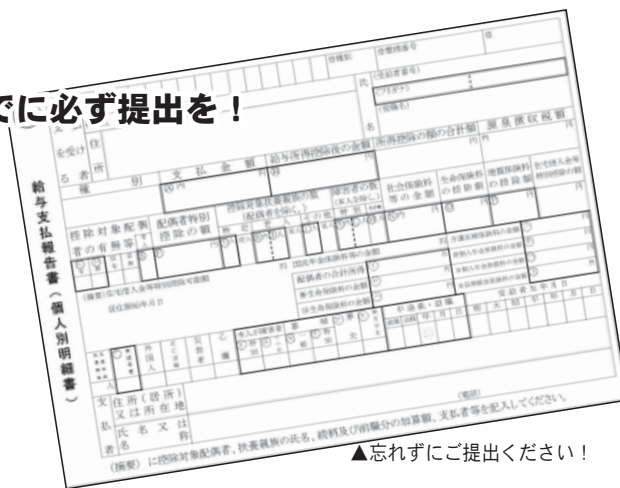
これらの車両を所有の人は、公道走行の有無とは関係なく標識交付申請をしてナンバープレートの交付を受けてください。



03 事業主の皆さんへ 給与支払報告書は2月1日(月)までに必ず提出を!

平成27年中に給与の支払いを行ったすべての従業員(アルバイト・パート・日雇・役員を含む)について「給与支払報告書」を平成28年2月1日(月)までに役場税務課へ必ず提出して下さい(様式は役場税務課に備え付け)。

給与支払報告書は従業員の町県民税を決定するための大切な資料です。この提出を怠った場合、地方税法などに基いて罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。



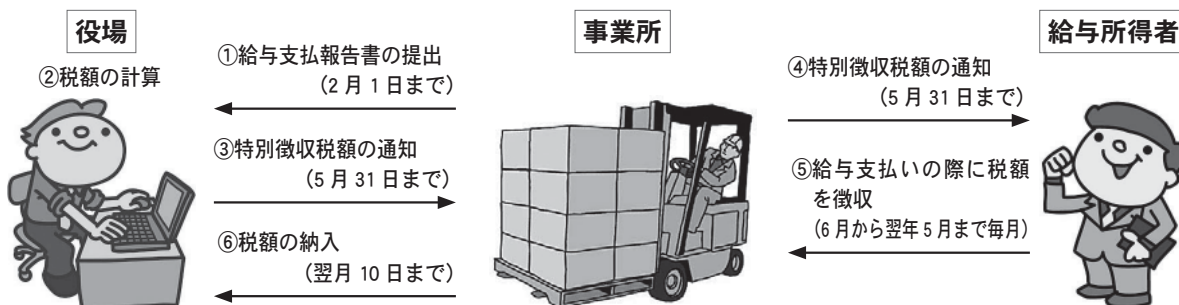
04 事業主の皆さんへ 従業員の町県民税は「特別徴収」で!

特別徴収とは、従業員の給与から町県民税を天引きし、事業主の皆さんが従業員に代わって、毎月、町に納入する制度です。

この制度は、地方税法や町条例に基づき、所得税の源泉徴収を行うすべての事業主(給与支払者)に義務付けられています。また特別徴収が不要となるケースは法令で定められていて、例えば事業主の希望に応じて特別徴収を行う・行わないを決めることはできません。

◇従業員にとってのメリット

- ① 普通徴収(年4回)に比べ、毎月の給与天引き(年12回)になるので、1回当たりの納税額が少なくて済む
- ② 納税のために金融機関に出向く手間がなくなる
- ③ 納付忘れを防ぐことができる



06 白色申告の皆さんへ 「記帳・帳簿などの保存制度」 対象者が拡大しました!

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての人(所得税および復興特別所得税の申告が必要ない人を含む)は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となっています。

この保存制度や記帳の方法などは国税庁HP(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。豊岡税務署個人課税第1部門(Tel 0796・22・2144)にお問い合わせください。



05 税金は`納期限内、に納付を!

町税の滞納は町財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたします。また督促状の送付などで余分な経費(税金)を使うことになります。

税金滞納者は文書や電話による催告を受けるほか、滞納した税金と合わせて督促手数料を納付することになります。それでも完納されない場合、町は滞納者の不動産や預貯金などの「財産調査」を行い、財産を差し押さえ、強制的に徴収する「滞納処分」を行います。

町では、不動産や預貯金などの「財産調査」は必要に応じて行って、預貯金や給与などを差し押さえ、滞納金に充てています。

災害や病気など特別の理由で納期限内に納税することが困難な場合、滞納をそのまま放っておかず、早めに役場税務課へご相談ください。



●問い合わせ先 町教育委員会 子育て教育課

平成28年度の園児を募集 (幼稚園・保育所・認定こども園)

①園児を募集する施設

| 公立・私立 | 施設名 | 電話番号※1 | 入園対象年齢※2 | 定員 | 認定区分※3 |
|---------------|----------|---------|----------------|------------|----------------|
| 幼稚園※4 | | | | | |
| 公立 | 香住幼稚園 | 36・0416 | 5歳児 | 90人 | 1号認定 |
| 公立 | 奥佐津幼稚園 | 38・0492 | 5歳児 4歳児 | 30人 30人 | 同上 同上 |
| 公立 | 佐津幼稚園 | 38・0786 | 5歳児 4歳児 | 30人 30人 | 同上 同上 |
| 公立 | 柴山幼稚園 | 37・0554 | 5歳児 | 30人 | 同上 |
| 公立 | 長井幼稚園 | 36・3232 | 5歳児 4歳児 | 30人 30人 | 同上 同上 |
| 公立 | 余部幼稚園 | 34・0258 | 5歳児 4歳児 | 30人 30人 | 同上 同上 |
| 公立 | 村岡幼稚園 | 94・0241 | 5歳児 | 60人 | 同上 |
| 公立 | うづか幼稚園 | 96・0968 | 5歳児 | 60人 | 同上 |
| 公立 | 射添幼稚園 | 95・0648 | 5歳児 | 60人 | 同上 |
| 保育所 | | | | | |
| 公立 | 柴山保育所 | 37・0352 | 生後12ヵ月～4歳児 | 45人 | 2、3号認定 |
| 私立 | みなと保育園 | 36・1053 | 0～4歳児 | 90人 | 同上 |
| 私立 | 青葉保育園 | 36・3135 | 0～4歳児 | 100人 | 同上 |
| 私立 | 福岡保育所 | 96・0240 | 生後12ヵ月～4歳児 | 30人 | 同上 |
| 私立 | 宝樹保育園 | 98・1234 | 生後12ヵ月～4歳児 | 40人 | 同上 |
| 私立 | どんぐり保育園 | 95・0044 | 生後12ヵ月～4歳児 | 30人 | 同上 |
| 認定こども園 | | | | | |
| 公立 | 小代認定こども園 | 97・2039 | 3～5歳児 1～5歳児 | 6人 44人 | 1号認定 2、3号認定 |

※1市外局番はすべて0796

※2入園対象年齢は次の期間に生まれた子どもを指します。

| 入園対象年齢 | 生年月日の含まれる期間 |
|--------|---------------------|
| 5歳児 | 平成22年4月2日～平成23年4月1日 |
| 4歳児 | 平成23年4月2日～平成24年4月1日 |
| 3歳児 | 平成24年4月2日～平成25年4月1日 |
| 2歳児 | 平成25年4月2日～平成26年4月1日 |
| 1歳児 | 平成26年4月2日～平成27年4月1日 |
| 0歳児 | 平成27年4月2日～ |

※0歳児のお子さんの入園の可否については事前に各施設にご相談ください

※3認定区分については

- 1号認定 (満3歳以上の教育)
 - 2号認定 (" 保育)
 - 3号認定 (満3歳未満の保育)
- となります。

※4居住地により入園できる幼稚園が定まっています。



●申請書提出先一覧

| 利用を希望する施設・事業 | 申請書提出先 |
|---------------------------|--|
| 町内の幼稚園 | 各幼稚園、町教育委員会 子育て教育課、香住区中央公民館 |
| 町内の保育所、小代認定こども園 | 【継続】入園中の園 【新規】町教育委員会 子育て教育課、役場福祉課、小代地域局 |
| 町外の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業 | 町教育委員会 子育て教育課 |

利用を希望する施設または町教育委員会 子育て教育課、香住区中央公民館、役場福祉課、小代地域局に備え付けの申請書に必要事項を記入し、12月28日(月)までに提出してください。

なお、期限後も申し込みは可能ですが、利用決定が遅れることがあります。また、平成28年4月以降も随時申し込みを受け付けます。

②申し込み方法

③平成27年度保育料階層区分表（参考）

●幼稚園・認定こども園（1号認定）

（月額）

※右表の額に給食費は含まれていません。別途徴収します。
 ※2階層、3階層に該当する世帯で、ひとり親世帯や障害者がいる世帯は保育料が軽減されます。
 ※小学校3年生以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は右表の半額、3人目以降については0円となります。

| 階層区分 | 算定基準 | 3歳以上（1号認定） |
|------|------------------------------|------------|
| 1 | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） | 0円 |
| 2 | 市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む） | 0円 |
| | うち、ひとり親・障害者世帯など | 0円 |
| 3 | 市町村民税所得割課税額 77,101円未満 | 5,900円 |
| | うち、ひとり親・障害者世帯など | 5,500円 |
| 4 | 市町村民税所得割課税額 77,101円以上 | 5,900円 |

●保育所・認定こども園（2・3号認定）

（月額）

| 階層区分 | 算定基準 | 3歳未満児（3号認定） | | 3歳以上児（2号認定） | |
|------|------------------------|-------------|---------|-------------|---------|
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 1 | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 2 | 市町村民税非課税世帯 | 6,300円 | 6,300円 | 4,200円 | 4,200円 |
| | うち、ひとり親・障害者世帯など | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 3 | 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 | 13,600円 | 13,500円 | 11,500円 | 11,400円 |
| | うち、ひとり親・障害者世帯など | 12,900円 | 12,800円 | 10,800円 | 10,700円 |
| 4 | 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 | 21,000円 | 20,700円 | 18,900円 | 18,600円 |
| 5 | 市町村民税所得割課税額 169,000円未満 | 28,900円 | 28,500円 | 26,900円 | 26,600円 |
| 6 | 市町村民税所得割課税額 301,000円未満 | 33,500円 | 33,000円 | 31,900円 | 31,400円 |
| 7 | 市町村民税所得割課税額 301,000円以上 | 36,000円 | 35,500円 | 34,600円 | 34,000円 |

※2階層、3階層に該当する世帯で、ひとり親世帯や障害者がいる世帯は、保育料が軽減されます。
 ※小学校就学前の範囲において、保育所（園）、認定こども園、幼稚園を同時に利用している最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。



農業委員会委員選挙人名簿
登載申請書の提出は必要ありません！
 ●問い合わせ先 役場総務課

この度「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が施行されたことに伴い、農業委員会の委員の公選制（選挙による選出）が廃止され、町長による選任制に変更されました。

公選制が廃止されたことに伴い、農業委員会委員選挙人名簿への登載申請書（該当する人が毎年1月に申請）は、平成28年から提出する必要はありません。

なお、現在、在任中の農業委員は、任期満了まで引き続き在任となります。



子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを接種した人で
体調がすぐれない人はいませんか？
 ●問い合わせ先 役場健康課

平成25年3月31日までに、町の助成により子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス）ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンのいずれかを接種した人のうち、予防接種後、体調が悪くなったり、医療機関を受診した人は予防接種との関連性が認められた場合には医療費や医療手当が支給されることがあります。

お心当たりがある人は具体的な請求方法などについて次の相談窓口まで至

●相談窓口
 （独）医薬品医療機器総合機構救済制度相談窓口

●連絡先
 TEL 0120・149・931
 （フリーダイヤル）

急お問い合せください。

●相談窓口
 （独）医薬品医療機器総合機構救済制度相談窓口

●連絡先
 TEL 0120・149・931
 （フリーダイヤル）



防災豆知識

おしえて!

●問い合わせ先
役場総務課防災安全室

飲酒運転を根絶しよう!

10月に町内で飲酒運転による交通事故死亡事故が発生しました。飲酒運転は犯罪です。家庭や職場で、飲酒運転の危険性、社会的責任の重大さ、命の尊さについて、今一度考えてみましょう。これからの時期はお酒を飲む機会が増えますが、飲酒運転は絶対にやめましょう。

飲酒運転追放「3ない運動」

飲酒運転を追放するために次の3つのことを守りましょう。

- ・酒を飲んだら車は運転しない
- ・運転をする時は酒を飲まない
- ・運転する人に酒を飲ませない

ハンドルキーパー運動を推進しよう

ハンドルキーパー運動とは「自動車で仲間と飲食店などへ行く際には、お酒を飲まない人を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」という運動のことです。

仲間と飲みに行く際にはぜひハンドルキーパーを決めて、飲酒運転をしないようにしましょう。

交差点に進入するときは

信号のある交差点では、信号に従い安全に進行しましょう。

- ①赤信号では必ず止まりましょう。
- ②黄色信号は「もうすぐ赤に変わります」という意味です。無理な進入はせず、安全に止まりましょう。
- ③青色信号は、進むことはできますが、左右の安全確認を十分に行い、安全を確認し進行するように努めましょう。



消費生活相談

賢い消費者になりましょう!

臨時給付金支給詐欺に注意しましょう!

相談は
こちらへ...

役場消費生活相談窓口(町民課内)
TEL 0796・36・1941(直通)
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

携帯電話に「050」で始まる着信があった。すぐに電話に出たが一方向的に切れたので折り返し電話すると「こちらは厚生労働省地域振興課です。あなたは給付金対象です。給付金総額は97万4千円で、手続きしないと失効になります」と音声ガイダンスが流れた。

ガイダンスに沿って操作を行い「給付を希望する」を選択すると、ショートメールが届き、銀行口座の番号や名義人を入力するフォームに誘導された。

給付金の手続きを携帯電話のショートメールなどで手続きできるのか。

【ひとことアドバイス】

- ◆厚生労働省の「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時給付金」の支給を装い、個人情報を聞き出そうとする不審電話が県内でも発生しています。
- ◆国や県、町などの公的機関が給付の手続きを携帯電話に知らせたり、音声ガイダンスで誘導したりすることは絶対にありません。
- ◆「厚生労働省地域振興課」は実在しません。
- ◆このような電話があった場合は信用せずに、役場消費生活相談窓口にご相談してください。



ヒートショックって何?

冬場の暖房が効いた部屋から、寒い廊下やトイレに行くときに「ブルブル」としませんか?

人は急激な温度変化にさらされると体内の血管が収縮し、血圧や脈拍を上げて体温を一定に保とうとします。人の持つ自己防衛機能の一つですが、血圧の急激な上昇や下降が引き起こされます。これを「ヒートショック」といいます。

ヒートショックは体に大きな負担をかけるため、冬の入浴中などに起こる突然死の要因の一つとなります。例えば、急激に血圧が上昇した場合は脳出血や脳梗塞、心筋梗塞などで死亡する恐れがあります。
これから寒い日が続きます。下表のようなことに注意し、ヒートショックの予防を行いましょ。

特に高齢者や高血圧、糖尿病、動脈硬化などの疾患を持つ人は十分注意しましょう。

ヒートショックの予防と対策方法

- 洗面脱衣所・トイレに暖房器具を置いて、部屋ごとの温度差を小さくする
- 入浴前に、浴室をシャワーで暖めておく
- 浴槽のふたは開けておき、床にはマットなどを敷く
- お風呂の温度は 38 ~ 40 度のぬるめにする
- いきなり熱いお湯に入らない (かけ湯から)
- 肩までつからず、体への負担が少ない半身浴にする
- トイレはウォームレット便座に変換するか、便座カバーを使う
- 日頃から便通を整えておく (リキむことも要因になります)



●問い合わせ先 役場町民課

チャレンジしてみませんか!

ダンボールコンポスト

町では、ごみ減量化推進会議の提言を受け、生ごみの減量化に向けて平成23年度から「ダンボールコンポスト」の普及に取り組んでいます。

ダンボールコンポストとは、ダンボール箱と土壌改良材(ピートモスとくん炭)を利用して、生ごみを堆肥化する方法です。

毎日家庭から出る生ごみを入れ、かき混ぜるだけで数日後には生ごみが発酵・分解してなくなります。しばらく熟成させると良質な堆肥となり、肥料として畑や花づくりに利用できます。

11月に開催された香住区民祭および村岡区文化祭では、31人にダンボールコンポストに使う資材を配布しました。取り組みを始めた平成23年度から利用希望者延べ228人に配布しています。

実際に利用した人から「良い肥料ができて、野菜がたくさん収穫できた」、「生ごみを出す量が減った」、「良い取り組みなので、もっと多くの人に知って欲しい」などという声がありました。今回、希望者にダンボールコンポストに使う資材(ダンボール、ピートモス、くん炭)を無償で配布します。

希望する人は12月25日(金)までに役場町民課までお申し込みください。

申し込みをされた人には来年1月中旬ごろに配布します。
ダンボールコンポストを利用して、生ごみの減量化にチャレンジしてみませんか。



▲ダンボールコンポストで使用する資材

文芸かみ

小代俳句教室

選者 尾崎龍しづぶ

振り向けば子鹿の瞳霧の峠

田中富美代

研ぎし刃物男がかぎす食の秋

吉田まち子

秋灯下詠まねば言葉逃げていく

井上美千代

先輩の柚子ジャム添へて粥すすむ

井上捷子

足の小ゆび痒みおぼへし雪囲

岡田正貴

磨崖仏の鬘のどこかに残る虫

選者

おめでとうございます

町内から表彰受賞者がありました

(順不同・敬称略)

兵庫県自治賞【自治功労】

山崎順治 (香住区梶原)、森脇薫明 (村岡区丸味)

浅田重男 (村岡区原)、前田敏 (小代区猪之谷)

優良民生委員児童委員兵庫県知事表彰

井上康子 (村岡区福岡)、田中みどり (村岡区原)

一般社団法人全国社会教育委員連合表彰

西内一博 (香住区香住)

日本赤十字兵庫県支部社業功労支部長特別感謝状

香美町赤十字奉仕団

日本赤十字兵庫県支部社資功労表彰

宮脇敏明 (村岡区村岡)



介護保険制度による要介護認定を受けている人へ

各種控除をご利用ください！

●問い合わせ先 役場福祉課・各地域局

障害者控除と

特別障害者控除

介護保険制度による要介護認定を受けている人は、平成27年分の所得税・町県民税の申告の際、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます(左表のとおり)。

●控除対象一覧

| 控除区分 | 要介護認定区分 |
|---------|-----------|
| 障害者控除 | 要介護 1、2、3 |
| 特別障害者控除 | 要介護 4、5 |

※要介護3の人で、寝たきり度ランクB以上または認知症ランクⅢ以上に該当する人は特別障害者控除となります。

おむつ代の医療費控除

確定申告などでおむつ代が医療費控除の対象として認められるためには「おむつ代の領収書」や「医師が発行したおむつ使用証明書」(寝たきり状態にあること、治療上おむつの使用が必要であることを証明するもの)が必要です。



ただし、この控除を受けるのが2年目以降の場合には「医師が発行したおむつ使用証明書」がなくても、主治医意見書の内容を確認した書類で「寝たきり状態にあること」や「尿失禁の発生の可能性があること」が確認できれば、対象として認められます。なお、この確認書は左記の要件のすべてに該当する場合、本人または家族などの申請に基づき交付します。

おむつ代医療費控除の証明に係る 確認書の交付条件

- ・おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降であること
- ・要介護認定を受けていること
- ・要介護認定に係る主治医意見書の記入日が該当する年内であること
 - ※要介護認定に係る有効期間が13ヵ月以上で、該当する年に要介護認定申請をしていない場合には、前年の要介護認定申請時の主治医意見書の項目により判断します。
- ・要介護認定に係る主治医意見書で、次の内容が確認できること
 - (どちらか一方しか該当しない場合は対象となりません)
 - ①障害高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)が、B1、B2、C1、C2のいずれかに該当すること
 - ②尿失禁の発生の可能性があること

この控除を受けるためには、役場福祉課または各地域局に「障害者控除対象者認定書」の交付申請を行い、確定申告時にこの認定書を提出する必要があります。なお、障害者控除に係る基準日は12月31日となっておりますので、認定書の発行はそれ以降になります。

こんにちは、赤ちゃん

この記事につきましては、関係者の皆さんにホームページ上での公開承諾を得ておりませんので、個人情報保護によりホームページ上での掲載を控えさせていただきます。

※このコーナーは、先月（10/21～11/20）の届出分の内、承諾を得た方のみ掲載しています。（届出順・敬称略）

お悔やみ申し上げます

この記事につきましては、関係者の皆さんにホームページ上での公開承諾を得ておりませんので、個人情報保護によりホームページ上での掲載を控えさせていただきます。

※このコーナーは、先月（10/21～11/20）の届出分の内、承諾を得た方のみ掲載しています。（届出順・敬称略）

先月号で「ふるさとの誇りを訪ねて」が終了し、今月号から「みんなのがっこう」がスタートしました。町内の小中学校を順次紹介していきます。それぞれの学校の特色がうまく伝わればと思います。よろしくお願ひします。
（コバヤシ）

編集後記

求人情報

詳細はハローワークにおたずねください
（平成 27 年 11 月 20 日現在、順不同）



●問い合わせ先 ハローワーク香住 TEL 0796・36・0137

| ＜フルタイム＞ | | | | |
|--------------|-------------------|-----------|------|----|
| 職種 | 事業所名 | 勤務地など | 年齢 | 人数 |
| 施行管理者 | ㈱セイシン創建 | 香住区森 | 不問 | 1 |
| 工場・寮の給食調理 | ㈱アドバンス | 香住区余部 | 18以上 | 3 |
| 介護 | 村瀬医院 | 村岡区村岡 | 不問 | 1 |
| 看護 | | | 不問 | 1 |
| 畜産 | ㈱上田畜産 | 村岡区宿 | 不問 | 1 |
| 集配・作業 | ㈱伸和ラビットクリーニング守柄工場 | 香住区守柄 | 59以下 | 1 |
| 溶接 | 久保鉄工所 | 香住区香住 | 40以下 | 2 |
| 船舶・油圧機器修理・製造 | ㈱テクノ柴山 | 香住区上計 | 35以下 | 1 |
| 機械設備サービス | セコム㈱兵庫本部 | 香住区 | 18以上 | 1 |
| 事務・営業補助 | ㈱西本設備 | 香住区森 | 59以下 | 1 |
| 接客 | ㈱三七十 | 香住区香住 | 不問 | 2 |
| 機械オペレーター | 美岡工業㈱ | 村岡区入江 | 不問 | 2 |
| 機械オペレーター | ヨシオカテクノ㈱ | 村岡区入江 | 不問 | 2 |
| 調理 | (福)みかたこぶしの里 | 村岡区村岡 | 不問 | 1 |
| 塗装工 | ㈱ヒナタ塗装商会 | 村岡区市原 | 不問 | 1 |
| 介護 | ㈱三輪観光 | 香住区境 | 不問 | 1 |
| 水産加工 | ㈱丸共食品 | 香住区若松 | 不問 | 5 |
| 水産加工 | ㈱ヤマヨシ | 香住区上計 | 59以下 | 1 |
| 土木施工技術者 | ㈱中村組 | 香住区香住 | 不問 | 2 |
| 土木施工技術者 | ㈱中弥技建工業 | 香住区香住 | 不問 | 2 |
| 施行管理者 | ㈱西山工務店 | 香住区森 | 不問 | 2 |
| 水産加工 | ㈱丸近 | 香住区香住 | 40以下 | 2 |
| 水産加工 | モリタ食品㈱ | 香住区境 | 不問 | 2 |
| 組立・半田付け | ㈱ワークスタッフ鳥取営業所 | 村岡区 | 不問 | 10 |
| 自動車整備ほか | ㈱ジェイ・アクロス | オートパルむらおか | 不問 | 3 |
| 開発設計 | デサントアパレル㈱村岡工場 | 村岡区高井 | 不問 | 1 |
| 組立・検査 | ㈱リフティングプレーン鳥取営業所 | 村岡区村岡 | 不問 | 5 |
| ラウンダー | マンパワーグループ㈱鳥取支店 | 町内 | 不問 | 1 |
| 冷蔵庫管理 | マルカツ水産㈱ | 香住区隼人 | 不問 | 1 |
| 介護 | (福)香寿会 | 香住区森 | 不問 | 3 |
| 調理 | 公立八鹿病院組合 | 公立村岡病院 | 不問 | 1 |

| ＜パートタイム＞ | | | | |
|-------------|------------------|--------|------|----|
| 職種 | 事業所名 | 勤務地など | 年齢 | 人数 |
| 工場・寮の給食調理 | ㈱アドバンス | 香住区余部 | 不問 | 3 |
| ホームサポートスタッフ | ㈱アルファ | 町内 | 不問 | 1 |
| コンビニ店員 | ローソン香美町香住店 | 香住区香住 | 不問 | 2 |
| | | 村岡区市原 | 不問 | 2 |
| 接客・調理補助 | カフェテリア エスポワール | ハチ北高原 | 不問 | 5 |
| 接客 | ㈱三七十 | 香住区香住 | 不問 | 1 |
| 組立製造 | エイワ電器㈱ | 村岡区村岡 | 不問 | 3 |
| 接客 | 味ん宿 英祥 | 香住区下浜 | 不問 | 2 |
| 調理 | 尼崎市立美方高原自然の家 | 小代区新屋 | 不問 | 1 |
| 水産加工 | ㈱丸近 | 香住区香住 | 不問 | 3 |
| 雑用 | ㈱三吉 (かに楽座 甲羅蔵) | 香住区浦上 | 不問 | 1 |
| 接客 | | | 不問 | 2 |
| 清掃 | ㈱御所坊 | 小代区大谷 | 不問 | 2 |
| 販売 | | | 不問 | 1 |
| 支配人・リーダー候補 | ㈱御所坊 | 小代区大谷 | 18以上 | 1 |
| 食品売場 | ㈱さとうフレッシュフロンティア | 香住パーク店 | 不問 | 1 |
| 組立・検査 | ㈱リフティングプレーン鳥取営業所 | 村岡区村岡 | 不問 | 5 |
| 接客 | ㈱いわや | 香住区浦上 | 35以下 | 2 |

写真でつづる
まちのできごと

Photo News



みんなで愛唱歌「大好き」を発表!

県立出石特別支援学校みかた校開校記念式典(11月7日、射添体育館)

11月7日「県立出石特別支援学校みかた校開校記念式典」が来賓、保護者、地元住民など約100人が参加する中、射添体育館で行われました。

同校は今年の4月に、但馬北西部の子どもたちの遠距離通学の負担を軽減することを目的とし、出石特別支援学校の分校として開校。美方郡内から中学部、高等部に17人の生徒が通学しています。

中学部の生徒は学校生活の様子をスライドで紹介。また高等部の生徒たちは地元の保存会に教わった長楽太鼓を力強く披露しました。

式典で松本茂樹校長は「地域の皆さんに温かく受け入れてもらいました。地域の皆さんとともに新しい歴史を作っていきます」とあいさつした後、生徒代表が「感謝の気持ちでいっぱいです。たくさんの人に見守られて育てられていると感じています。私たちから良い伝統を築いていきたいです」と力強く語りました。

式典の最後にはみかた校の開校を記念して生徒、保護者、職員が言葉を出し合って作った愛唱歌「大好き」を全員で斉唱しました。



▲愛唱歌「大好き」を披露する子どもたち



いざという時に備えて!

地震・津波防災訓練(11月8日、香住小学校ほか)

11月8日、地震・津波防災訓練が香住自治区、西香住区、七日市区を対象に行われ、約600人が参加しました。

この訓練は11月5日の「津波防災の日」に合わせて、町と内閣府が合同で行ったもので、県内では初めてです。

訓練は午前9時に日本海沿岸沖を震源とする地震が発生し、15分後に高さ3m程度の津波が到達するという想定で行われました。参加者は「まず低く、頭を守り、動かない」のシェイクアウト訓練を各家庭で行った後、香住小学校の3階や公民館、高台などに避難しました。

その後グラウンドでは陸上自衛隊や香美町社会福祉協議会、香美町赤十字奉仕団などによる炊き出し訓練や、美方広域消防本部と美方警察署による自動車救助訓練や応急救助所の設置・運営訓練が行われました。自動車救助訓練では、自動車内に閉じ込められた要救助者を、特殊な工具などを使用して助け出すという本番さながらのものでした。

訓練終了後には東日本大震災の経験者である岩手県地域防災アドバイザーの佐藤敬一さんによる防災講演会が行われました。



▲小学校の3階へと避難する参加者の皆さん

カニ！カニ！カニの1日！

第33回かすみカニ場まつり(11月14日、香住漁港西港)

冬の味覚の王者である松葉ガニ(スワイガニ、雄)をPRする「第33回かすみカニ場まつり」(同実行委員会主催)が11月14日、香住漁港西港で行われました。水揚げされたばかりの松葉ガニなどを買い求めたり、カニずしや甲羅味噌焼きなどのカニ料理に舌鼓を打ったりと、まさしくカニ尽くしの1日となりました。

この日は町内外から多くの人が会場を訪れ、焼きガニやカニ雑炊、カニ汁の無料振る舞いには長蛇の列ができた。味覚の堪能していました。

特設ステージではちくわまきや素人セリ市、○×クイズなどさまざまなイベントが行われました。中でも名物イベントの「カニすきぞうすい早食い大会」には抽選で選ばれた30人が出場。6人ずつ5組に分かれ、湯気が上がる熱々の雑炊を3分間の制限時間でいかに早く食べきるかを競いました。参加者の多くは熱々の雑炊に苦戦を強いられました。24秒で食べきるといふ強者も現れ、会場は大いに盛り上がっていました。

参加していた春井信彦さん、直美さん夫婦(佐用町)は「初めて参加しました。思っていたよりも熱くなくてとてもおいしかったです」と語ってくれました。



▲松葉ガニを買い求める来場者

日本一のふるさと給食を食べよう！

第10回記念香美町ふるさと教育交流会(11月15日、香住区文化会館・香住区中央公民館)

第10回記念香美町ふるさと教育交流会(同実行委員会主催)が11月15日、香住文化会館と香住区中央公民館で行われました。今年は第10回目の節目でもあるということで例年の学習体験発表に加えて伝統芸能の披露やふるさと給食試食会やシカ肉、カニ料理教室が行われ多くの人が参加しました。

地元食材をふんだんに使用した但馬牛ごはん、アジのカミ香美揚げなどを提供したふるさと給食試食会では、高齢者から子どもたちまで幅広い年代の人が町が推進する

「日本一のふるさと給食」を味わいました。試食した参加者の一人は「とてもおいしいです。孫が小学校に通っています。が食べたら喜ぶような味つけがされています」とうれしそうに語ってくれました。午後からは、三川権現太鼓(香住区)や細川一座(小代区)の伝統芸能のほか、香住高校生による「香住の大人のなりかたを、香住の大人に聞いてみた」と題した学習発表などが行われました。



▲ふるさと給食を試食する参加者

安全安心な道路が完成！

県道香住村岡線「大乘寺バイパス」開通(11月23日、香住区森)

11月23日、県道香住村岡線の一部の「大乘寺バイパス」が開通しました。香住区森ー加鹿野間は道路が狭い上に歩道がないことから通学する子どもたちや、地域住民は注意をしなければなりません。また、旧大乘寺橋は建設から70年が経過し、平成10年には路面陥没事故が発生するなど対策が急がれていました。

新しいバイパスは全長約1・5kmで2車線、片側に歩道もあり、車両や歩行者にも安全な道路となっています。式典で浜上町長は「地域の念願で

あったバイパスの完成によって安全な道路になりました」とあいさつ。その後、青葉保育園の園児26人が「手のひらを太陽に」などを元気いっぱい歌い、式典に花を添えました。テープカットが行われた後、地域の住民や関係者が歩いて渡り初めを行い、完成を祝いました。

※このバイパスの完成に伴い旧大乘寺橋は歩道も含め通行禁止となりました。



▲新しい大乘寺橋を渡る地域住民と関係者の皆さん

| | |
|--------|-------------|
| 役場本庁舎 | 36・1111(代表) |
| 総務課 | 36・1111 |
| 財政課 | 36・1942 |
| 企画課 | 36・1962 |
| 税務課 | 36・1113 |
| 会計課 | 36・4321 |
| 町民課 | 36・1110 |
| 消費生活相談 | 36・1941 |
| 健康課 | 36・1114 |
| 福祉課 | 36・1964 |
| 農林水産課 | 36・0846 |
| 観光商工課 | 36・3355 |
| 建設課 | 36・1961 |
| 上下水道課 | 36・0420 |
| 議会事務局 | 36・1963 |

| | |
|-------|-------------|
| 村岡地域局 | 94・0321(代表) |
| 小代地域局 | 97・3111(代表) |

| | |
|----------|---------------|
| 町教育委員会 | 94・0101 |
| 香住区中央公民館 | (香住区生涯学習センター) |
| | 36・3764 |
| 村岡区中央公民館 | 98・1366 |
| 小代地区公民館 | (小代区地域連携センター) |
| | 97・3966 |

| | |
|--------|---------|
| 公立香住病院 | 36・1166 |
| 公立村岡病院 | 94・0111 |

| | |
|---------------|---------|
| 香住文化会館 | 36・1026 |
| 香住老人福祉センター | 36・5008 |
| 村岡老人福祉センター | 98・1000 |
| 小代高齢者生活支援センター | 97・2202 |

(すべての施設の市外局番：0796)

まちのうごき
(平成27年11月1日現在)

| | |
|-----|---------------|
| 合計 | 19,148人 (-28) |
| 男 | 9,167人 (-9) |
| 女 | 9,981人 (-19) |
| 世帯数 | 6,719世帯 (-11) |

カッコ内は前月比

みんなのがっこう

第1回

奥佐津小学校



学校の略歴

| | |
|-------|----------------------|
| 明治8年 | 上岡真徳寺を仮校舎として下等小学校を開設 |
| 明治12年 | 校舎を旧役場跡地に新築する |
| 明治26年 | 奥佐津尋常小学校と改称する |
| 昭和2年 | 校舎を現地に新築して移転する |
| 昭和22年 | 奥佐津小学校と改称する |
| 昭和31年 | 三川分校が新築落成する |
| 昭和50年 | 創立百周年記念式典を挙げる |
| 昭和51年 | 三川分校を休校とする |
| 平成8年 | 「奥佐津小学校120年のあゆみ」を発行 |
| 平成21年 | 三川分校が廃止となる |
| 平成26年 | 但馬小学校書写研究大会を開催する |

今月号から町内の小中学校を順次紹介していきます。今月は奥佐津小学校です。

奥佐津小学校(西村和夫校長、29人)は「自立・協同・敬愛」を校訓とし「ふるさとを愛し、自らを高めようとする奥佐津っ子の育成」一人一人の「よさ」を認め、支え励ます教育を基盤として、を教育目標としています。

特徴的な活動では、毎週水曜日朝を「書写タイム」としていま

す。2年生は、頭の上に物を置いて姿勢正しく字を書いています。書写の効果できちんと文字を書く子が増えたようです。

また、点字や手話の学習も行っています。子どもたちも少しずつ分かるようになってきています。地域の皆さんとの交流も積極的に行っています。三川権現太鼓を習ったり、農作業体験を行ったりして地域の文化を学びます。また、学校の前の畑ではサツマ

イモや大豆の栽培、収穫を行いました。先日は、お世話になった地域の皆さんとともに交流・会食を行い感謝する心を学びました。

西村校長は「みんな素直で友だち思いな子どもたちです。上級生は下級生の面倒を良く見てくれます。先輩を見て下級生が育つ。これが伝統なのではないでしょうか」と語ってくれました。

次回は佐津小学校を予定しています。



▲頭に物を置いて姿勢を正して書写タイム



▲学校の前の畑で育てた大豆の収穫

